

# 室町幕府訴訟機関の將軍親裁化

山家浩樹

## 序章

鎌倉幕府の訴訟機関として思い浮かぶのは、評定、そして引付である。ところが室町幕府のそれとなると、像は曖昧になる。時期による変化が大きすぎるのである。それでも特徴を求めるなら、將軍による訴訟親裁があげられると思う。

正長元（一四二八）年、將軍就任間もない義教は、醍醐寺三宝院満済に、次のような意向を伝える。

御沙汰ヲ正直ニ、諸人不レ含愁訴様ニ、有ニ御沙汰一度事也、仍如レ旧評定衆并引付頭人等被ニ定置一度也、此一段又管領ニ可ニ相談ニ由、被レ仰了<sup>(1)</sup>

ここでは引付頭人や評定衆を、「旧の如く」置こうとしている。室町幕府初期まで機能していた引付・評定は、すでに開催されていないのである。しかも、この時引付等が再興された形跡はなく、代わりに、「御前落居記録」にみられるように、將軍義教と奉行人とで成り立つ場の整備が行われた。評定や引付は合議機関であり、將軍が裁決を下す將軍親裁機関とは対極的な位置にある。その間の変化は甚大なものと言わねばなるまい。この変化の過程を具体的に跡づけるのが、本稿の目的である。

## 室町幕府訴訟機関の將軍親裁化（山家）

一一〇

佐藤進一氏が「室町幕府開創期の官制体系」<sup>(2)</sup>で述べられたように、すでに幕府初期、直義は引付方の親裁機関化を漸次進めている。そこで、引付方が親裁化される過程を検討するのが、本稿の最初の課題となる。評定は、直義の親裁機関であるが、その裁決権は形式的なものにとどまつたと考えられるため、検討の対象としない。

直義失脚後、佐藤氏の示された概略によると、引付方は次第に権限を失い、管領の支配下に組入れられる。しかし、桑山浩然氏の言を借りるなら、「前代の引付方（中略）が扱っていた様な裁判事件を誰が、どのように決裁したかという点になると、必ずしも明らかでない。」<sup>(4)</sup> そして前述したように、將軍と奉行人とで成り立ち、管領の関与しない訴訟の場が、少くとも義教の時代には存在し、おそらく義満執政期にまで遡りうると推測される。また他に、管領が主催し、將軍の出席のない訴訟の場の存在も確実である。引付方親裁化の後、どのような過程を経て、將軍主催の場と管領主催の場の併設という形が整えられるのか、この検討が本稿のもうひとつのかの課題である。その際、小川信氏が『足利一門守護發展史の研究』<sup>(5)</sup>で示された数々の事実は、大きな手懸りとなる。

將軍親裁機関の確立の過程を追うことは、室町幕府の確立課程の検討にもつながるであろう。なお、本稿で対象とする訴訟は、引付の管轄事項であり、幕府が処理する訴訟の中心をなすと考えられる所務沙汰である。<sup>(6)</sup>

## 第一章 引付方の変遷

## 第一節 内談方

室町幕府初期の引付方（内談方）の審議過程には、鎌倉幕府のそれと比べ、基本的な変化はない。『師守記』によると、康永三（一二四四）年六月「問答」が行われた訴訟は、八月二十五日に「逢取捨」、二十七日に「逢評定」有沙汰、猶被返引付<sup>(7)</sup>、そして翌日「重於引付」有沙汰<sup>(8)</sup>と処理されている。引付方（厳密には内談方）で問答・取捨ののち評

定に上程し、引付方で再審理を行う、という経過は、「沙汰未練書」などにみられる、鎌倉幕府の審議過程と一致する。

しかし、直義管轄下の引付方（内談方）は、鎌倉幕府の引付と同一ではない。両者の相違は、引付頭人奉書（内談頭人奉書）の内容に表われる。室町幕府の引付頭人奉書には、所領押妨の排除を目的とした出訴をうけて、守護に対し、訴人への係争地の交付（沙汰付）を命令し、あわせて異議ある者の弁明の取次も命じる、という内容が顕著である。この奉書は問状に類するけれども、ときには、前述した過程を経ずに、訴訟を完結させてしまう役割も果たす。このような内容の文書が発給される手続を、石井良助氏は特別訴訟手続と呼んだ。<sup>(10)</sup> 氏の指摘のように、この手続の淵源のひとつは、延慶二（一三〇九）年の鎌倉幕府追加法にある。下文や外題により安堵がなされている所領が押妨された場合、

於所領者、任御下文・外題、可レ沙汰付、至相論者、就理非、可レ被成敗<sup>(11)</sup>

先の内容の引付頭人奉書は、この規定の適用範囲を拡大したもので、訴人の根拠の種類を問わず、まず訴人に対し原状を回復したのち、異議あらば引付方で理非相論を行う、という方針によつていると解される。引付方は、合議機関であるがゆえに、個人の親裁機関と比較して、理非審議の場という性格が強い。特別訴訟手続にみられる引付方の変化には、十分注意を払わなければならない。

さて、内談方は、引付方を継承して康永三年に成立した機関である。佐藤氏によると、内談方には、引付方のみられなかつた直義の出座があった（前掲論文四九一页）、即ち、内談方は直義の親裁機関で、引付方とは異なるのである。では、内談方はいかなる経過で親裁機関として成立するのか。以下、この点を仁政方との関係で考えてみたい。

佐藤氏は、直義による引付方親裁化の一過程を示す史料として、暦応三（一三四〇）年四月の幕府追加法に注目している（四九〇頁）。この法は、「寺社本所」が「下知・御教書」に基づく権益を、狼籍などにより実現できないとき、

奉行人令レ隨身文書、直令レ披露者、可レ被レ裁ゴ判罪名之旨、可レ触ゴ仰五方引付<sup>(12)</sup>焉

と定めている。奉行人が直接披露する相手は、引付方を管轄する直義であり、押妨排除という、引付方が果たすべき役割

に、直義が関与していることがわかる。対象となる訴訟は、裁許下知状などを根拠とする権益が、押妨により実現しないため、提起されたものである。この点に注目すると、翌年の幕府追加法は関連した内容であることに気づく。

### 一 雖レ給ニ御下文ニ不レ知ニ行下地ニ輩事〔仁政内談〕 暦応四年三十

不可レ為ニ仁政沙汰ニ歟之由、前々内談訟、可レ為ニ引付行事ニ之間、向後不可レ有ニ其沙汰ニ也。<sup>(13)</sup>

下文を獲得したにもかかわらず、領有が実現しない場合の訴訟は、仁政方ではなく引付方で審議することが確認されている。ここから仁政方の所管訴訟を推測すると、下文以外の形で幕府から認められた権益を実現しようとする訴訟だと思われる。下文以外の形とは、裁許下知状などである可能性が高い。すると、仁政方とは、暦応三年法から窺われる、奉行人が直義に披露する場なのではないだろうか。仁政方は、直義親裁の場で、押妨者の罪名を決定することで、引付方を補完する役割を果たしていたと推測される。

では仁政方はなぜ下文を根拠とする権益の実現を図れなかつたのか。下文は、直義署判による安堵を内容とするものと、尊氏署判による恩賞宛行を内容とするものに区分されるが、量の面では後者が圧倒的に多い（佐藤氏論文四七四頁）。暦応四年法にみえる下文とは、おそらく尊氏発給の恩賞下文であり、この法は、尊氏が認めた権益を実現しようとする訴訟を、直義親裁機関である仁政方で扱うのを自重することが目的であつたとみなしうる。仁政方の管轄範囲は、直義管轄機関でなされた裁決にとどまるのである。引付方は直義の管轄機関であつても親裁機関ではないので、引付方の審議から生じる問題はより少いであろう。

以上推論を重ねて、直義による引付方親裁の一過程に、仁政方を位置づけてみた。この推論を裏付けるため、直義の時期のもうひとつの中政方の史料を次に検討しよう。

属〔明石因幡入道法準〕、掠〔賜御下文〕之条無レ謂、於〔仁政方〕可〔安堵〕之由、頼持棒〔申状〕之間、於〔内談〕有〔沙汰〕之刻、頼持亦、於〔恩賞方〕為〔斎藤左衛門大夫利泰奉行〕當鄉以下本領相違事雖〔申子細〕、不〔道行〕之由就〔愁申〕、可〔沙汰〕

明ニ之旨被<sub>レ</sub>仰<sub>ニ</sub>内談<sub>ニ</sub>訖、仍為<sub>ニ</sub>雜賀民部大夫貞尚奉行、依<sub>レ</sub>尋<sub>ニ</sub>下景房<sub>ニ</sub>棒<sub>ニ</sub>陳狀<sub>ニ</sub>訖<sub>（捧）</sub><sup>（14）</sup>

長井仁源代頼持と遠山覚心の子景房代心光との相論を伝える直義裁許状の一部である。相論の対象は、美濃国遠山庄手向郷地頭職。複雑な経緯ののち、建武四（一三三七）年に長井仁源が還補下文を得る。この下文は「如<sub>レ</sub>元可<sub>ニ</sub>領掌<sub>ニ</sub>」という内容であることが裁許状から知られ、おそらく直義の署判する安堵下文であろう。しかし翌々暦応二年、今度は覚心に恩賞下文が成される。それをうけた長井仁源の行動が引用部分で、貞和三（一三四七）年に発給されたこの裁許状の中心部分である。長井仁源の雜掌頼持の出訴先は、恩賞方と仁政方である。恩賞方では、手向郷等の「相違」を訴えており、手向郷に限定すると、覚心が獲得した恩賞下文の棄損を求めていることとなる。一方、仁政方では、「安堵すべし」と、建武四年の直義の安堵下文を根拠に、仁源への安堵を求めている。それには当然、覚心の恩賞下文の棄損も必要であろう。仁源が両機関に同内容の訴訟を提起したのは、両機関の管轄者が異なるからと考えられる。恩賞方の管轄者は尊氏であることから、仁政方は直義の管轄であるとわかる。また、仁政方は直義管轄機関でなされた決定を実現させる場であったことも確認される。

だが、この史料で最も注目すべきは、仁政方に訴訟された訴訟が「内談」で審議されていることである。「内談に仰せらる」という表現から、この内談は、評定を意味する一般名詞ではなく、一個の機関としての内談方を指していると思われる。仁政方で審議が行われなかつたのは、論人景房が尊氏の恩賞下文を根拠としているためであろう。尊氏発給文書と直義発給文書の間の調整が必要なのであり、内談方がこの訴訟を担当したのは、その調整の役割を担つていたからではないだろうか。

類似する訴訟例を検討しよう。

右就<sub>ニ</sub>兩方解状、召<sub>ニ</sub>決内談之座<sub>ニ</sub>訖（中略）当郷者、為<sub>ニ</sub>元弘沒收之地、道祐押領之處、称<sub>ニ</sub>本寺領<sub>ニ</sub>雜掌掠<sub>ニ</sub>給安堵狀<sub>ニ</sub>之條、令<sub>ニ</sub>依違<sub>ニ</sub>之由、頼円依<sub>レ</sub>訴<sub>ニ</sub>申之、於<sub>ニ</sub>一方内談<sub>ニ</sub>尉貞行奉行<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>其沙汰<sub>ニ</sub>、被<sub>レ</sub>返<sub>ニ</sub>渡禪律方<sub>ニ</sub>之間、所<sub>ニ</sub>糾決<sub>ニ</sub>也<sub>（依田左衛門）</sub><sup>（15）</sup>

貞和三年の直義裁許状の一部で、相論は、越後国奥山庄内金山郷をめぐり、三浦道祐（代頼円）と称名寺との間に起きている。まず、建武三年十二月に称名寺が安堵状を得る。一方道祐は、建武四年六月に恩賞としてこの地を拝領する。道祐はすぐに、おそらく遵行乱妨が原因で、禅律方に提訴するが、十一月、称名寺には重ねて施行をなし、道祐には替地を与えるという裁決が下る。それを不服として、道祐は、引用部分にみえるように、安堵状の棄損を要求する訴訟を起こす。称名寺の所持する安堵状は、直義の御判御教書である可能性が高い。直義管轄の禅律方でなされた裁決の伝達形式が、安堵状の施行であることもその根拠となろう。ゆえに、道祐の訴訟は、恩賞下文を根拠として、直義の御判御教書を棄破することを請求するものとなる。この訴訟がまず内談方で審議され、禅律方に渡されたのちも、内談方で口頭弁論が行われていること、つまり、審議の場の中心が、禅律方ではなく内談方であることが注意される。尊氏・直義の発給文書間の相論を扱うのは、内談方の特質とみなしうるであろう。

このような相論はこの時期多発したと想像される。内談方成立以前では、直義発給文書を獲得している側が仁政方に訴しても、相手側の罪名決定は不可能に近い。ゆえに引付方での理非究明に委ねることとなるが、親裁機関ではないものの直義管轄下にある引付方で、尊氏の行為の是非を判断するには困難を伴うであろう。そこで、尊氏・直義の発給文書間の相論を審議する必要に応じ、引付方の権限を強化する形で成立したのが内談方であると考えられる。内談方がこのような相論を処理したのは、直義が内談方の審議に出座する反面、一方内談頭人として、将軍尊氏の執事である高師直が参加したからである。師直の参加により、直義は、恩賞下文を根拠とする権益の実現を図る訴訟を扱い、尊氏の恩賞下文発給の是非を判断することが可能となつたのである。

佐藤氏は、内談方成立とともに引付方が中絶したか否かについては、断定を避けられている（五〇五頁）。しかし、内談方成立の頃から引付頭人奉書とみなすべき文書の残存例がなくなることから、引付方は、内談方に改編されたと捉えうると思う。<sup>(17)</sup>

## 第二節 御前沙汰

内談方も永くは存続せず、貞和五年八月頃にその活動を終える。十月、義詮の上洛を機に、五方引付が再開されるが、高一族の没落に伴い、翌々観応二（一三五一）年三月頃には、直義主導下に再編成される。だが半年も経ないうちに直義は京都を出奔し、すでに七月頃には引付方は活動を停止している（以上佐藤氏四五九頁等）。

引付方の中絶により、特別訴訟手続による引付頭人奉書も姿を消すが、それと同内容で別の形式の文書が、直前の六月から発給され始める。すなわち、義詮の御判御教書である（小川氏前掲著書二〇六頁）。守護等に対し、押妨排除と訴人への論地交付を命じる、つまり知行回復命令を内容とする御判御教書は、義詮の死までほぼ一貫して発給される。その発給手続について、佐藤氏は「所領を押領されたという訴訟については、引付へ訴えずに直接に義詮のもとに訴える。義詮は（中略）ただちに押領人に押領地返還命令を發する」とされるが、訴人が訴えるのは具体的にはどのような場で、何と呼ばれていたのか。

義詮の晩年、貞治六（一三六七）年六月二十七日、「寺社本所領事」という事書が定められた。その事実を伝える『師守記』の記事を引用する。<sup>(20)</sup>

〔六月〕去月廿七日武家有<sub>レ</sub>沙汰<sub>二</sub>出<sub>二</sub>事書<sub>一</sub>、先山城国寺社本所領事、武家押領所々、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>嚴密沙汰<sub>二</sub>之旨有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>、奉行人三人被<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>之、自<sub>二</sub>明日<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>始行<sub>一</sub>、大樹出座可<sub>レ</sub>被<sub>2</sub>聞<sub>1</sub>之（中略）違乱所々可<sub>レ</sub>被<sub>2</sub>成<sub>1</sub>御教書<sub>一</sub>

このとき指定された奉行人は、布施資連、雅楽道觀、松田貞秀。翌日条からこの外二階堂行元、小田常陸前司、安威性遵の出仕が知られる。そして九月十日に、中原家の山城国所領について評議がある。

今日御前沙汰有<sub>レ</sub>之、乙訓上村御稻内富坂御稻兵庫助入道跡之輩半濟事、令<sub>二</sub>披露<sub>一</sub>云々、奉行布施彈正大夫資連云々十四日には、この所領につき「大樹判形御教書被<sub>レ</sub>成<sub>2</sub>之」、日記には、押妨停止と訴人への交付を内容とする御判御教書

が引用されている。義詮の御判御教書が発給される場は、御前沙汰と呼ばれていたことがわかる。そして義詮の臨席が確認されるとともに、その場は、基本的に莊園領主（寺社本所）勢力擁護の立場に立つことも窺われる。

御前沙汰に関する他の史料として、文和四（一三五五）年の、上桂庄の押妨を訴えた東寺の申状の一部を引用する。

而淨土院非<sub>二</sub>當知行<sub>一</sub>、以<sub>三</sub>何篇<sub>二</sub>於<sub>三</sub>御前<sub>一</sub>御沙汰之砌可<sub>レ</sub>捧<sub>ニ</sub>訴狀<sub>一</sub>哉、早可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>棄損<sub>一</sub>□、但如<sub>ニ</sub>奉行人返答<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>尽<sub>ニ</sub>理非<sub>ニ</sub>云々、若為<sub>ニ</sub>別儀御沙汰<sub>一</sub>於<sub>ニ</sub>御前<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>究<sub>ニ</sub>訴論人之理非<sub>ニ</sub>者（以下虫損<sup>(21)</sup>）

御前沙汰という表現そのものは用いられていないが、この頃御前沙汰が存在していたことが確認される。『師守記』の記事では、御前沙汰は貞治六年に開始されたかのようであつたが、それ以前から存在したのである。御前沙汰とは、基本的には恒常的な場で、ときに集中審議を行つたと解される。このように、知行回復命令を内容とする義詮の御判御教書は、御前沙汰で発給されたと断定しうる。

先の引用史料で、御前沙汰での理非究明は例外的措置だと述べられているのは注目に値する。引付方が基本的に理非究明の場であるとの対照的に、御前沙汰は、通常理非相論を扱わない場なのである。その性格の差異は、知行回復命令の内容にも反映している。義詮の御判御教書による知行回復命令は、異議ある者の弁明の取次を命ずることはあまりなく、基本的に理非相論は想定されていない。

於<sub>ニ</sub>理非<sub>ニ</sub>者追可<sub>ニ</sub>糺決<sub>一</sub>、至<sub>ニ</sub>下地<sub>ニ</sub>者如<sub>レ</sub>元沙汰<sub>一</sub>付寺家<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>全<sub>ニ</sub>本<sub>一</sub>知行<sub>一</sub><sup>(22)</sup>

御判御教書にみられるこの文言は、義詮の主眼が理非究明でなく知行回復にあり、そのため遵行の徹底を目指したことを明確に示している。

ここで、御前沙汰と直義管轄機関、特に引付方・内談方との系譜関係をたどつておこう。高一族没落前の觀応元年三月、但馬国雀岐庄に關し、引付頭人長井高広奉書が発給されている。訴人門真寂意の主張を中心に引用する。

所詮於<sub>ニ</sub>御寄合<sub>一</sub>有<sub>ニ</sub>其沙汰<sub>一</sub>、於<sub>ニ</sub>惣庄領家職<sub>一</sub>者、打<sub>ニ</sub>渡雜掌<sub>一</sub>、至<sub>ニ</sub>公文職<sub>一</sub>者、為<sub>ニ</sub>志津田彦三郎入道跡<sub>一</sub>之条雜掌<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>論

之間、寂意令<sub>ニ</sub>知行<sub>ニ</sub>、理非者可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>引付沙汰<sub>ニ</sub>之旨、被<sub>ニ</sub>施行<sub>ニ</sub>之處、以<sub>ニ</sub>公文職名田畠<sub>ニ</sub>悉沙汰<sub>ニ</sub>付領家方<sub>ニ</sub>云々、事實者太不可<sub>レ</sub>然歟<sup>(23)</sup>

觀応元年以前の時点で「寄合」が存在したこと、寄合とは引付方と異なる場で、その上級審的位置にあること、そして寄合の管轄事項は理非究明でなく、所領の強制的交付の命令であることがわかる。

また「施行」という表現から、寄合は独自の命令系統をもつていたと推測されるが、その点で注目されるのは、関連史料中の前年十二月付高師直奉書である。この奉書では、坊門為名の雜掌、すなわち寂意の相手方で領家職を保有するものが、寂意押妨を訴えたのをうけ、公文職以外の惣庄村々を雜掌に、公文職を寂意に交付するよう命じており、前の引用にみえる寄合方の決定と内容が一致する。寄合の発給文書は師直奉書であろう。直義排斥に成功した師直が、寄合の実権を握っていたと推測される。

寄合方<sup>(24)</sup>は、所領の強制的交付を行うという点で引付方の権限を一部吸收・強化しており、仁政方の性格に通じる。だが、仁政方はあくまで理非究明の結果に基づき所領を交付することを目指すのに対し、寄合方は、理非相論とは別個に所領交付を行う。この点に注目すると、寄合方は、引付方に存在する特別訴訟手続を強化した機関と捉えるべきであろう。

この解釈に立てば、寄合方に、仁政方にはなかつた独自の命令系統が存在するのも納得される。

義詮の御前沙汰は、まさにこの寄合方の機能を継承した場である。義詮の御判御教書では、理非相論と別個に所領の交付を命じ、また御前沙汰は独自の命令系統をもつている。

さて、前述のように、引付頭人奉書が一時的に姿を消すのは、知行回復命令を内容とする義詮の御判御教書が登場する次の月にあたる。つまり御前沙汰の成立とほぼ同時に、引付方は中絶している。ところが翌正平七（文和元）年五月までには引付方は活動を再開する。<sup>(25)</sup> 御前沙汰が存在するにもかかわらず、なぜ引付方は再開されたのか、引付方と御前沙汰はいかなる関係にあつたのか。

引付方再開後、はじめて五方引付の存在が確認されるのは、十一月の「寺社本所領事」という幕府追加法である。まず前半部分では、寺社本所領に関する遵行が順調に行われない場合の、引付方での調査の重要性を指摘し、五方引付に対し、論人等の召喚、論人の主張に理が認められたときの評議、などを命じている。この遵行とは、知行回復命令の遵行と考へて間違いあるまい。すなわちこの部分では、寺社本所領に関する知行回復命令において、引付方での理非究明を重視している。それは結局、論人に弁明の機会を与えることとなる。論人とは、遵行を乱妨するもの、寺社本所領を押領するものであり、中心は「地頭御家人」であつたと想定される。地頭御家人が、莊園領主勢力保護を主眼とする義詮の知行回復命令に、幕府の法廷で対抗するためには、自らの理を主張するより道はなく、その主張の場たりうるのは引付方であろう。すでに佐藤氏が示唆されていることではあるが（四九二頁）、引付方再開の背後には、地頭御家人の要求を想定すべきである。

理非究明が重視されるということは、理非相論を想定しない場である御前沙汰の無力化であろうか。法令の後半部分には、予想に反することが記されている。

次施行事、於<sub>ニ</sub>初度<sub>ニ</sub>者、雖<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>向後<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>御教書、至<sub>ニ</sub>重催促<sub>ニ</sub>者、遣<sub>ニ</sub>奉書、可<sub>レ</sub>經<sub>ニ</sub>次第沙汰<sub>ニ</sub>之條同前、

施行とは、幕府から守護等へ命令を伝達するという意味で、知行回復命令と考えられる。ここでは、その命令を伝達する際の、御教書と奉書の使い分けが規定されている。前半部分で引付方が問題にされているので、引付頭人奉書が規定の対象となることは十分に考えられる。そして知行回復命令を行う文書としてもう一種類、義詮の御判御教書が存在する。おそらく御教書とは御判御教書、奉書とは引付頭人奉書であろう。後半部分は、初度の知行回復命令では以前と同様御判御教書を発給し、二回目は引付頭人奉書を発給して、のち引付方で審議するという内容と考えられる。

この法は、御前沙汰の開催が、引付中絶期の臨時措置にとどまらないことを前提としている。その場合、御前沙汰と引付方の役割は、知行回復命令を行う点で類似する。しかし両機関は、文和元年の段階では一方への吸收や統合ということ

なく、同一訴訟を扱いつつも、訴訟の審議段階で管轄を区分することにより、各々の独立性を保ち、独自の文書を発給するよう規定されたのである。そして重要なのは、訴訟を最初に扱うという点で、御前沙汰が引付方に優先していることである。この法令の主眼は、引付方の重要性を認めながらも、引付方を御前沙汰の下位に置くことの表明にある。前半部分では、第二段階である、引付頭人奉書発給後の引付での理非審議を重視しているにすぎないのである。<sup>(27)</sup>

御前沙汰の統制下に置かれた引付方は、延文二（一三五七）年六月頃、再開から五年ほどで再び中絶する（小川氏一九八頁）。今回の中絶の契機について、『園太曆』七月二十九日の記事は示唆を与えてくれる。

伝聞、今日武家評定之次、寺社本所領事、定制法、厳密可有沙汰云々

そして翌月三日条、

今日又武家沙汰也、始寺社本所領等事云々<sup>(28)</sup>

二十九日に寺社本所領に関する法が定められ、それに基づいて特別な審議が開始されている。先に検討したように、貞治六年に寺社本所領に関する事書が定められ、山城国に対象を限定した特殊な御前沙汰が開始されていた。この例から類推するならば、延文二年七月の時点でも、何らかの特別な御前沙汰が開始されたのではないだろうか。対象の限定は確認されないけれども、御前沙汰が強化されたと思われる。引付頭人奉書の残存例は、この前月を最後にしばらくなくなる。引付方の中絶は、御前沙汰の強化を契機としてなされたと考えられる。

延文二年の中絶は、觀応二年時の、政治状況混乱時の中絶とは状況が異なる。また康永三年時の、引付方権限の内談方への吸収とも異なる。内談方は、原則として理非究明を行う場であるが、御前沙汰は理非相論を扱わない。延文二年の時点では、理非究明の場が、理非相論を扱わない場の強化を契機として、活動を停止しているのである。この活動中絶は、引付方の実質的な生命の終焉を意味していると考えられる。

引付方は、仁政方、内談方、御前沙汰と、親裁機関に徐々にその機能を吸収され、ついには実質的な存在意味を失う。

これらの親裁機関は二種類に分けられる。ひとつは、理非を強力に決定することを目的にするもの、もうひとつは、理非決定よりも所領交付に強制力を発揮することを目的とするものである。前者の特徴を持つ機関は内談方であるが、義詮の時期には継承されない。一方、後者の特徴は、すでに幕府初期から、引付方（および内談方）における特別訴訟手続にみられるが、御前沙汰によつて強化された。そして理非究明の場である引付方の廃止に繋がつたのである。

ではなぜ親裁機関に二つの傾向が生じたのか。注意すべきは、二傾向の代表である内談方と御前沙汰では、主催者が異なることである。直義と義詮の違いに、二傾向の生じた原因があるのでないだろうか。

義詮は將軍である。しかし直義は將軍近親者ではあっても將軍ではない。慎重な検討を要する問題ではあるけれども、少くとも地頭御家人が関与する所領についての訴訟に対して、將軍は主従関係に淵源を持つ裁決権を有したと考えられる。ゆえに、義詮は將軍固有の裁決権を行使しうる。だが直義は、將軍の裁決権を行使することができないのである。

無論、御前沙汰開始時に、義詮は將軍ではない。だが、小堀博氏が指摘された事実、文和初年の尊氏関東下向時に、尊氏・義詮が地域を分割して統治し、義詮は西国に関し、恩賞下文発給などの將軍権限を代行したことは、重要な意味を持つ<sup>(29)</sup>。義詮が、將軍を継承する人物と期待されていたことを明確に示すのみならず、尊氏下向より五ヶ月前に開始され、そのまま継続された御前沙汰の基盤となつたと考えられる。

佐藤氏が指摘されたように、直義は、権力の基盤を、鎌倉幕府秩序の支持者、具体的には評定衆等およびそれらによって構成される諸機関においている（四八七頁）。言い換えるならば、直義は、自らの裁決権の基盤を、合議機関、それも三方と複数からなる合議機関が実質上持つ裁決権の上に置かざるをえなかつたのである。それゆえ、直義は理非を重視しなければならない。一方義詮は、將軍固有の裁決権を行使しうるゆえに、眞の親裁の場を形成し、理非をも越えうる力を發揮することが可能となる。義詮は、けつして引付方の組織を自らの親裁機関に取り込むことはしない。地頭御家人の押妨を排除することを主眼とする御前沙汰は、義詮にしてはじめて可能だつたのである。引付方が廃止され、義詮の親裁がひ

とまず完成するのは、尊氏の死のわずか九ヶ月前である。<sup>(30)</sup>

## 第二章 御前沙汰の変遷と恩賞方

### 第一節 親裁機関としての整備

引付方の將軍親裁化は、引付方の実質的廃止という形で完成したが、將軍主催の場が確立するには、いまだ曲折が予想される。將軍親裁機関であるため、御前沙汰は、取扱う内容こそ異なるものの先行する將軍親裁機関である恩賞方から、多大な影響をうけたと予測される。そこで以下、恩賞方と対比しながら、御前沙汰がどのように整備され、さらには変化を遂げていくのかについて、検討したい。

まず恩賞方を明らかにするため、尊氏の恩賞方を取り上げ、その審議過程をみよう。

次恩賞事、建武以来軍忠抜群之間、為<sub>二</sub>津戸出羽入道奉行<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>己被<sub>レ</sub>渡<sub>二</sub>于所付方<sub>一</sub>畢<sub>二</sub><sup>(31)</sup>  
ここにみえる「所付方」の機能を、より精細に示すのは次の史料である。

依<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>軍忠<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>雜賀隼人<sub>一</sub>入道奉行<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>渡<sub>二</sub>所付<sub>一</sub>之間、依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>由緒<sub>一</sub>、就<sub>レ</sub>望<sub>二</sub>申彼闕所<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>去康永二年<sub>一</sub>至<sub>二</sub>于当年<sub>一</sub>六箇年之間、或對<sub>二</sub>于当給人<sub>一</sub>、或被<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>下守護人<sub>一</sub>、重々被<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>、闕所之条無<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>之間、欲<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>御下文<sub>一</sub>之處<sub>二</sub><sup>(32)</sup>

これらの史料から、恩賞審議は二段階に分けられていたことがわかる。第一段階では、軍忠の程度を審査して、恩賞の有無やその規模を決定し、第二段階では、恩賞給与の決定をうけて、実際に所領を特定してその調査を行う、この段階を担当する機関が所付方である。

所付方は、恩賞審理の一部分を担当するのであり、あくまで恩賞方の一部局である。しかし反面、「方」という名称か

ら、一定の独自性をもつ場であつたとも推測される。第二段階を担当する場が独自な性格をもつたのは、おそらく、その構成員が第一段階と異なつていたからであろう。恩賞給与の場である恩賞方には、將軍尊氏の出座があつたと予想される。しかし、所務沙汰を自らの管轄下に置かない尊氏が、特定の所領を調査する第二段階にまで直接関与したとは考え難い。第二段階を審議する場は、尊氏が出座しないゆえに、恩賞方のなかで独自な位置を占めたのである。所付方の主催者は、將軍の代行となりうる人物であり、將軍の執事である高師直に比定されると思う。<sup>(33)</sup> 所付方で、守護等に特定の所領の調査命令を出していることから推測すると、下文発給後守護に宛てて施行状を発給するのも、所付方の管轄と考えられるが、施行状が師直の署判する執事奉書という形式をとることは、先の比定を裏付ける。

このように、恩賞方は、基本的に將軍と執事で成り立つ場と考えられる。一方、御前沙汰には当初執事は参加しない。仁木頼章が、師直没落後執事となるのは、御前沙汰成立よりのちで、しかもすぐに尊氏に伴つて関東に下向してしまう。しかし、その後、恩賞方の影響により、御前沙汰に執事が参加するようになると推測される。

執事参加の痕跡は、執事奉書の内容に残されている。小川氏が指摘されたように、義詮執政期の執事奉書には、御判御教書と同様な、守護等に対する知行回復命令を内容とするものがある。事例は帰京後の仁木頼章、細川清氏、そして斯波義将、義詮執政期の執事三者すべてにみられる。頼章は、引付頭人として発給した可能性も残るので、一応除外しても、清氏・義将のものは、引付方中絶期の所見であり、執事として発給したことに間違いはない（一九六頁以下）。<sup>(34)</sup> 高師直は、知行回復命令を内容とする奉書を、執事の立場では発給しなかつた。清氏等にそれが可能だったのは、知行回復命令を発する場である御前沙汰に参加していたためであろう。執事の権限である恩賞下文の施行は、所領交付を命令するという点で知行回復命令と類似しており、執事はその権限をもとに、御前沙汰で知行回復命令の奉書を発給したと考えられる。御前沙汰は、少くとも義詮が名実ともに將軍である時期には、將軍と執事を中心に構成され、その点で恩賞方と同一化していたと考えられる。

義詮没後、幼少の義満に代わり政務を執ったのは、執事細川頼之である。その時期、御前沙汰はどのように変化しただろうか。

頼之の奉ずる執事奉書にも、知行回復命令を内容とするものが多い。小川氏が指摘されているように、その知行回復命令は、義詮の御判御教書によるものを継承したと捉えうる<sup>(35)</sup>（二二八頁）。知行回復命令を内容とする頼之奉書が発給される場、つまり義詮の御前沙汰に相当する場を明らかにしよう。

畠庄半濟事、武家奉書成<sup>レ</sup>之、行算持<sup>ニ</sup>參之、奉行人飯尾左近將監<sup>入道也</sup><sub>（円運）</sub>、昨日六日仁政沙汰ニ披<sup>ヨ</sup>露之、今日取<sup>(36)</sup>判出<sup>レ</sup>之

応安六（一三七三）年、特定の所領で事実上の半濟が行われており、その停止命令が「奉書」でなされている。守護に遵行を命ずる形式と想定される「奉書」は、引付頭人奉書とみなすことも可能であるけれども、訴訟が披露された場は引付方ではない。むしろこの「奉書」こそ頼之奉書で、その発給される場が仁政沙汰ではないだろうか。

今日武家仁政沙汰也、当社領矢橋庄事、令<sup>ニ</sup>落居<sup>ニ</sup>云々<sup>(37)</sup>

この応安四年の記事の後に、同日付の頼之奉書が引用されており、仁政沙汰とは、頼之奉書を発給する場であると確認される。また、頼之奉書の宛所の書き方につき奉行人が「伺申」したのに対し、頼之が指示を与えていることから、仁政沙汰は頼之が主催したことも確認される。もつとも、この奉書は「地頭・領家為<sup>ニ</sup>各別地之上者、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>全<sup>ニ</sup>雜掌所務」<sup>(38)</sup>という内容で、安堵とみなすべきである。しかし、所務に関する審議の結果なされたことは間違いなかろう。

恩賞方は、「花當三代記」によりこの時期の存在が確認される。そして恩賞宛行は、頼之署判の奉書形式の下知状でなされている。恩賞方も、仁政沙汰と同じく、頼之が主催したのであろう。義詮の時期にみられた、御前沙汰と恩賞方の構成員の面での同一化は、仁政沙汰と恩賞方を頼之が主催する形で、頼之執政期にも継承されたのである。

義満は応安五年十一月に判始を行い、のち永和初年にかけて、本来将軍が持つべき権限を、頼之から継承する（小川氏

二三三頁)。仁政沙汰はどのような状態であろうか。

依大樹勞、今日仁政沙汰不行云々、又明日引付沙汰同停止云々<sup>(39)</sup>

永和二(一三七六)年の時点で、仁政沙汰の存在が確認される。義満の病気によって中止されていることから、その主催者は義満と推測される。この仁政沙汰は、頼之の仁政沙汰を継承したもの、すなわち義詮の御前沙汰の系譜をひくものとみて間違いあるまい。また同じ項

武家有恩賞沙汰云々、例事也

恩賞沙汰も存在している。

仁政沙汰と恩賞沙汰の具体的な姿は、「御評定着座次第」至徳二(一三八五)年条から知ることができる。正月十二日評定始の記事のあと、十二月十二日御恩沙汰・同十七日仁政御沙汰とあり、出仕した人々が各々記されている。御恩沙汰は恩賞沙汰と同一であろう。この記事で、御恩沙汰と仁政沙汰の着座者が共通しているのは注目に値する。義満、管領斯波義将、そして二階堂、問注所、波多野、さらには奉行人二名。そのあと披露奉行人としてそれぞれ四人の名も挙がっているが、うち二人は共通する。構成員の面での御前沙汰と恩賞方の同一化は、義満の時期にうけつがれているのである。ところが、仁政沙汰の記事のあと、

今年中御沙汰、以上七箇度也

と記されている。この「御沙汰」とは、直前の仁政沙汰を指すのか、御恩沙汰・仁政沙汰両者を指すのか、明確でない。しかしいずれにせよ、仁政沙汰等が頻繁には開催されなかつたことを示している。すでに実質的な意味を失い、形式化しているのである。

恩賞沙汰の場合、形式化の理由として、恩賞宛行の下文が、尊氏のものと比べ著しく減少してきていることがあげられる(小川氏二四四頁)。しかし、仁政沙汰には扱う件数の減少は考え難く、形式化の原因はその内部に求めるべきである。

う。次節では再び恩賞方と比較しつつ、御前沙汰内部の問題をさぐり、さらには仁政沙汰・御恩沙汰に代わる機関の確立につき検討を試みる。

## 第二節 新たな機関の確立

問題は執事の位置にある。恩賞方では、執事は將軍とある程度権限を分担し、自ら場を主催して、独自の内容の文書を発給する。ところが、御前沙汰は知行回復命令だけを行う機関であるため、分担すべき権限はなく、執事奉書による知行回復命令は、御判御教書によるものと同一である。この相異は、所付方の有無に象徴されている。

では、御前沙汰発給の両種の文書はどのように使い分けられたのか。小川氏が指摘されたように、執事細川清氏の奉書による知行回復命令は、延文五年の後半三ヶ月に集中し、その間、義詮の御判御教書によるものは全くみられない（二〇〇頁）。この時期は、仁木義長追放直後、清氏自身の没落の半年前にあたり、清氏は、絶頂にあつた自らの勢力をもとに、義詮の権限を執事のものとしたと考えられる。所領交付を守護に命じるのは本来執事の権限であるという点に、執事が介入する理由がある。御前沙汰での発給文書の使い分けは、時々の、將軍と執事の力のバランスの反映とみなされ、両者の間に軋轢が生じていたことを窺わせる。

そして、この軋轢の結果起きたのが、貞治二年八月頃の引付方復活とみなされる。小川氏によると、知行回復命令を内容とする執事義将の奉書は、貞治二年七月に一例あるにもかかわらず、翌月の引付方再開以降には所見がない。一方、再開された引付方の特徴は、引付頭人斯波義高の奉書が、残存する引付頭人奉書の過半を占める点にある。執事義将の後見である斯波高経にとって、義高は嫡孫にあたる。高経のもと、執事義将の権限は、義高に移行されたとみなしうる（以上二〇二頁、四一四頁以下）。つまり高経は、引付を再開し、義高を頭人に据え、そこに訴訟を集中させることにより、執事が持つ所務沙汰に関する権限を、自らのもと強化したのである。<sup>(42)</sup>

すると、再開された引付方に期待されるのは、執事が有していた知行回復命令の権限であり、この引付方は理非究明の場としてはあまり期待されなかつたと思われる。確かに、この引付方で理非相論が行われた形跡、たとえば裁許下知状などはない。再開された引付方は、本来の性格を失つてゐるのである。

執事義将はさらに、貞治三年以降、恩賞宛行の下文などに付する施行をも行わなくなる（小川氏四二六頁）。逆に義詮は、自判の文書で施行もあわせ行うに至る（同二〇二頁）。この事実は、所付方が執事主催の場ではなくなつたこと、すなわち恩賞方に執事が参加しなくなつたことを意味する。執事不参加は、構成員の面で同一化している御前沙汰の変化に伴つて起きた現象と考えられ、御前沙汰が執事不参加の場と化したことを見わせる。

貞治年間の將軍親裁機関は、御前沙汰と恩賞方が形式的な構成員の面で同一化する反面、いやそれであるが故に、實質的には執事不在の將軍主催の場と、執事後見者主導の引付方に分化していたのである。

貞治五年八月、斯波一族は没落するが、その後も執事は置かれず、ゆえに執事不在の將軍親裁の場は存続する。同じく活動を続ける引付方と將軍主催の場との関係をみよう。小川氏が指摘されたように、この執事不在時、一例だけだが、下文を施行した引付頭人奉書が残存する（四一五頁）。執事仁木頼章の関東下向時にも、同様に、將軍権限を一部代行した義詮が発給した下文や寄進状を、引付頭人奉書で施行している例がある。<sup>(43)</sup> この時期、引付方は御前沙汰の統制下、義詮の統制下に置かれており、そのため本来引付方の権限ではない施行まで、引付方が代行したと思われる。類推すると、貞治年間の將軍不在時にも、引付方は、將軍主催の場の統制下にあつたと考えられる。

義詮没後、頼之が施政担当者となると、今度は、恩賞方、仁政沙汰とも執事主催の場となる。はじめて執事主催の独立な訴訟機関が成立したのであり、その意味は、將軍代理であるとはいへ、執事権限の拡大として頗る大きい。また、義詮主催の場と引付方との関係は、頼之主催の場と引付方との関係に移行する。やはり小川氏が指摘されているように、頼之執政時、恩賞宛行等を内容とする下知状形式の頼之奉書を、引付頭人奉書で施行した例が二例ある。もっとも、引付頭人

奉書の残存例は、貞治年間よりも減少しており、引付方の活動は低調で、のちの消滅につながる（二五九頁以下）。

義満執政後至徳年間に至ると、仁政沙汰や恩賞沙汰は本来の形式を備えて存在したもの、形骸化していた。両機関は、義満執政とともに義満の出座を得、形式を整えたけれども、機能を果たしえなかつたのであろう。その機能を奪つたのは、発展しつつある將軍主催の場と管領主催の場と想定される。義満の参加により、管領主催の所務沙汰機関は一時なくなるが、再び徐々に形成されて結局は存続する形となり、それに対応して、義満が主催して頼之の出座しない場も成立了と考えられる。

義満主催の場が仁政沙汰等とは別に形成されたのは、義満が、後から参加した仁政沙汰等に、基盤を置きえなかつたらと推測される。一方、頼之主催の場の存続は、細川清氏以来の所務沙汰に関する執事の権限を維持することを目的とする。その存続には、執事後見者の高経が引付方を主導したことが、先例として大きな意味を持つたであろう。ただし、頼之が主催する場は、引付方とは別個の場である。この時期引付方が將軍の管轄下に置かれていたことは、先に引用した仁政沙汰の史料で、義満の病により引付開催が中止されていることから判明する。<sup>(44)</sup> 間接的指揮から、自ら主催する場の形成という変化には、応安年間、頼之が自ら訴訟機関を主催したことが影響を与えている。さらにこの変化を考える上で見逃せないのは、所付方の存在である。恩賞宛行の下文等に付する施行は、管領頼之奉書の内容として見られる（小川氏二四二頁）ので、義満執政開始直後、恩賞方の一部局として、頼之主催の所付方が活動したと推測される。所付方という核があつたからこそ、頼之は、自ら主催し所務沙汰を扱う場を存続しえたのであろう。

この時期の所務沙汰機関の変化を史料で跡づけるのは、残念ながら容易ではない。その中で、永和元年の次の史料は目をひく。

近藤房申云、於<sub>二</sub>大野事<sub>二</sub>者、先立自<sub>二</sub>公家<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>武家<sub>二</sub>之院宣案有<sub>レ</sub>之上者、於<sub>二</sub>武家<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>之、就<sub>レ</sub>中於<sub>二</sub>四国事<sub>二</sub>依<sub>レ</sub><sup>(45)</sup>

為<sub>二</sub>管領分國、如<sub>レ</sub>此事等不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>公方引付等沙汰、直仁有<sub>二</sub>其沙汰、仍調<sub>二</sub>事書<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>付<sub>二</sub>管領之奉行矢野入道<sub>二</sub>之由申<sub>レ</sub>之

もちろん、東寺が頼之の許に出訴するのは、頼之が阿波国守護だからである。しかし、東寺は、武家つまり幕府での訴訟審議を求めて頼之の許に出訴している。そして、頼之の主催する訴訟の場は、「公方引付」つまり將軍義満の統制下にある幕府引付方と並置されて捉えられている。頼之が主催する訴訟機関は、幕府の一機関的なものとも読みとれるであろう。永和元年は、頼之が義満に権限を移譲し終える頃であるが、その時期に、幕府の所務沙汰機関として管領主催の場の萌芽が見られると思う。

さて、明徳年間に至ると、將軍主催の場と管領主催の場の併存は、東寺の引付に現れる。

### 一宝莊嚴院敷地庵所善法寺御寄進間事

(中略)

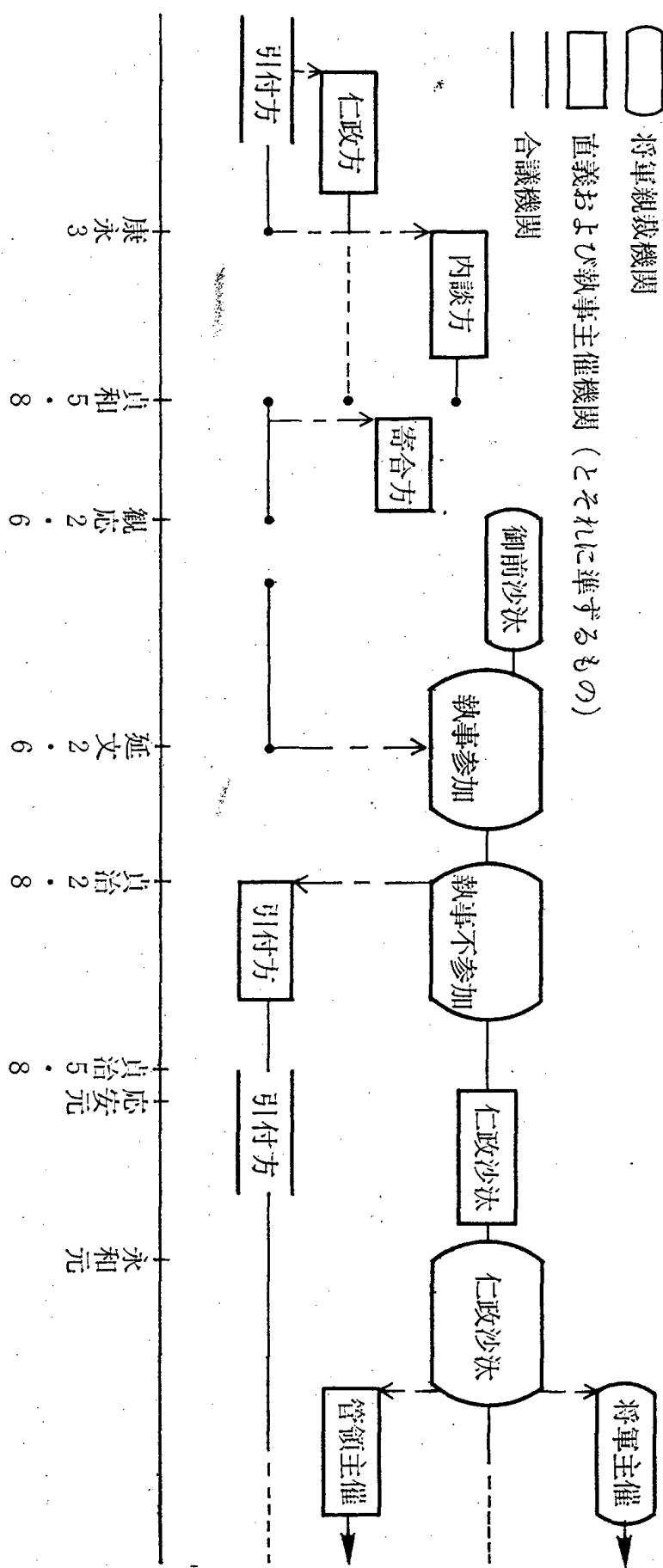
此等子細寺家所存奉行伺斎藤<sup>(マニ)</sup>官領マニ之處、東寺所申有其謂歟、但先立被成御教上者<sup>(書脱)</sup>、寺家所存於御前御沙汰之時可披露マニ之由、官領被仰奉行マニ之間、今度御沙汰ニ可披露マニ歟<sup>(46)</sup>

先度の訴訟で御教書を発給したから、將軍の御前に披露するように、と管領が奉行人に指示を与えており、奉行人が披露する訴訟の場は、二種類存在したことがわかる。つまり、將軍の出座しない管領主催の場が確認され、また將軍主催の場があり、そこには管領の出座がないことが推測される。

この史料では、二つの場に同一訴訟が上程されており、二つの場は所務沙汰に関して管轄内容を分担していないと理解される。この点で、二つの場の関係は、義詮の御前沙汰と高経が主導する引付方の関係に等しい。しかし、御前沙汰と引付方は、発給文書の内容の点でも分化していないのに對し、所務沙汰に関する義満の御判御教書と管領奉書の内容は、小川氏が明らかにされたように、厳密に区分されている。知行回復命令は、義満の御判御教書でなされることではなく、管領奉書でなされる（小川氏二三二頁）。義詮が御判御教書で自ら所領交付を発したのとは大きく異なるのである。この変化の要因として、義詮の特殊性は重要である。義詮は莊園領主勢力の保護に執心しており、遺言にまでしている。

於「寺社領」者、一田可レ被<sup>(義詮)</sup>返付<sup>(返却)</sup>ヤ此、<sup>(院)</sup>御遺命<sup>(院)</sup>、今年六月被<sup>(定)</sup>其法<sup>(47)</sup>。義詮の御判御教書で知行回復命令がなされたのは、義詮の個性に據るよりが大れると考えられる。將軍發給文書に要請されるのは、守護に対する遵行命令よりも、訴訟当事者に対する明確な権利認定であらう。その条件に合致するものとして、義滿の御判御教書に見出されるのは、訴訟の対象となつてくる特定の所領に関し、訴訟当事者にあてて領有を保證したので、これが安堵の御判御教書である。そして、管領は施行という形での裁決に関与する。

附図 室町幕府所務沙汰機関の変遷



將軍主催の場と管領主催の場は、発給文書の内容を分担することにより、性格づけられ、両機関の間の競合は、この分担により和げられる。たとえば、管領主催の場に提起された訴訟で、安堵を必要とするなら、その訴訟は、將軍主催の場に披露される。性格づけの結果、両機関による体制は安定するのである。

御判御教書による個別所領の安堵と、管領奉書による施行、これは、下文による恩賞宛行と執事（管領）奉書による施行という対応と一致する。所務沙汰における管領主催の場は、施行状を発するという点に関し、恩賞方における所付方のような性格を持つのである。管領主催の場がこの性格を持ちうるのは、先述したように、所付方を核として成立しているからである。そして更に、管領奉書の専管事項となつた知行回復命令も、所領交付を命ずる点で施行と類似する。つまり、所務沙汰全般における將軍主催の場と管領主催の場の併立は、発給文書の点に限り、恩賞方の組織、所付方を内包する組織に擬せられるのである。恩賞審理と所務沙汰につき、幕府訴訟機関は、將軍主催の場と管領主催の場の併立という体制を持つに至つたが、それは恩賞方の発展した形での訴訟機関の統合とみなしうるのである。

これまでの検討のまとめとして、室町幕府の所務沙汰機関の変遷を図示したので、参考していただきたい。

### 終 章

二つの場の併存という体制は、しばらく安定して存続する。それは、幕府の発給文書形式に端的に表れる。御判御教書と管領奉書が、幕府発給文書の中心となる時期は、義満執政期から応仁年間頃までである。

そして、管領の出座しない、將軍と奉行人とで成り立つ場は、義満執政後半期、義持執政期と徐々にその性格を変化させつつ、義教執政期には、「御前落居記録」にみられるような形に整備されるのであろう。將軍主催の場と管領主催の場のそれぞれの微妙な変遷は、今後の課題として残される。

この二つの場が存続するのに対し、形式化した仁政沙汰・恩賞沙汰の名残を留めているのが、御前沙汰始の儀式であると推測される。「吉田家日次記」応永八（一四〇二）年の御前沙汰始の記事によると、出座者は、義満、管領、土岐、問注所、波多野、そして奉行人飯尾常廉。この外に五名の奉行人が参仕している。<sup>(48)</sup> この顔ぶれは、先にみた「御評定着座次第」の仁政沙汰・御恩沙汰の出座者等と極めて類似している。

訴訟機関の変遷に関する本稿の検討結果は、佐藤氏の示されている見解と、微妙に食い違う面もある。佐藤氏は、高経による引付主導を、官制体系の一元化として捉えられている。<sup>(49)</sup> 一方、以上の検討によると、御前沙汰が成立し、そして恩賞方と構成員の面で同一化することにより、一元化は成し遂げられると考えられる。しかし、それは眞の意味での一元化ではない。恩賞方と御前沙汰とでは、組織面に決定的な相違がある。一元化の完成は、恩賞方が発展した形での訴訟機関の統合によって、もたらされる。高経による引付方主導は、その意味での一元化への前進と捉えることができるであろう。<sup>(50)</sup> 将軍親裁機関、すなわち室町幕府的訴訟機関の確立は、義満執政期にみられる。しかしその確立の上で、御前沙汰の成立、そして高経による引付方主導は重要な意味を持つ。義詮執政期はややもすると軽視されがちであるが、幕府の基盤形成の時期として注目に値すると思う。

註(1) 「満済准后日記」正長元年六月二十六日条（『続群書類從』

補遺一上）

(2) 石母田正・佐藤進一両氏編『中世の法と國家』所収（東京大学出版会、一九六〇年）

(3) 評定でなされる裁許下知状は、鎌倉幕府のものとは異なる所領恩給の申請も、検討の対象に含まれてくる。

(7) 康永三年六月十九日条等、『史料纂集』の「師守記」二、一六六頁、二三六頁

(8) 内談方成立後、内談方のことを引付方と称す例は多い。

集中世の窓』吉川弘文館、一九七七年）

室町幕府訴訟機関の将軍親裁化（山家）

(9) 「問答事」以下、『中世法制史料集』第二卷室町幕府法、  
附録一

(10) 『中世武家不動産訴訟法の研究』第二篇第六節（弘文堂書房、一九三八年）、また、理非究明については、笠松宏至氏「入門」（『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年）参照。

(11) 鎌倉幕府追加法七一二条、「鎌倉年代記」延慶二年条である（『中世法制史料集』第一巻鎌倉幕府法）。

(12) 室町幕府追加法六条、暦応三年四月十五日幕府事書、『中世法制史料集』第二巻室町幕府法）

(13) 室町幕府追加法第七条、暦応四年三月十日幕府事書、佐藤氏はこの史料を仁政方に関するものとされているが、仁政方についての規定は避けられている（四六二頁）。

(14) 「遠山文書」貞和三年四月七日足利直義裁許下知状写（『岐阜県史』史料編古代中世一、一〇四七頁）、この史料は、森茂曉氏が、仁政方の初見史料として言及されている（『室町幕府成立期における将軍権力の推移』『九州史学』五八）。

(15) 「三浦和田氏文書」貞和二年七月十九日足利直義裁許状案（『新潟県史』資料編4、中世二、一二五七）、この史料は、松尾剛次氏が、禅律方に関連して言及している。「禅律方には本来越訴審理権はなかつたらしい。」（『室町幕府の禅・律対策——禅律方の考察を中心にして——』『鎌倉』三七）

(16) 「金沢文庫文書」建武三年十二月一日足利直義御判御教書案（『神奈川県史』資料編三、三三〇八）では、信濃国大田庄大倉郷以下四ヶ所等が称名寺劍阿に安堵されている。奥山庄

金山郷は記されていないが、裁許状によると、この所領の安堵も同じ十二月一日に行われている。「等」に含まれるのか、別に御判御教書が作成されたのか、いずれにせよ安堵状が直義の御判御教書である可能性は高い。また金山郷に関し、建武四年十二月と暦応二年十月になされた禅律方奉書も残存している（同文書、同三三四五、三四六五）が、前者は安堵状の施行になっている。

(17) 禅律方は引付方に類似するが、禅律寺院の所領に関する訴訟を扱うという特殊性を持つため、独自性を保つたと考えられる。

(18) 「東寺王代記」貞和五年十月二十六日条に、義詮が上洛後「定奉行頭人被行政道了」とある（『大日本史料』第六編之二、一〇〇九頁）。この後裁許状の署判者は義詮となり、評定主催者も義詮に代わったことを知らせる。ただし、義詮署判の裁許下知状の残存例はごくわずかである（小川氏二四頁）。訴訟機関として、評定はすでに機能していないと推測される。なお、義詮執政期にも、内談（方）という表現は見られるが、引付方と別個に内談方が存在することを示す徵証はなく、引付方のことを指していると考えられる。

(19) 「南北朝の内乱」三二七頁（中央公論社『日本の歴史』九、一九六五年）

(20) 最初の引用は貞治六年七月四日条（『大日本史料』第六編之二八、一二九頁）、次は九月十日条（同四三一頁）、関連記事は『大日本史料』上記前後にまとめられている。

- (21) 「東寺百合文書」ヨ文和四年九月日東寺雜掌光信陳狀土台(『大日本史料』第六編之一九、九三四頁)、この史料では、御前沙汰への出訴要件が当知行である点も注目される。石井良助氏は、註(9)著書で、特別訴訟手続をとる要件のひとつとして当知行をあげられている。御前沙汰の史料をここでもう一点掲げておく。「去八月十三日御前沙汰之時、當國寺社本所領如<sub>レ</sub>元一円仁可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>返渡<sub>二</sub>之由、被<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>法」(「東寺百合文書」は貞治五年十一月日東寺領若狭国太良庄領家地頭職目安、『大日本史料』第六編之二七、四五八頁)。この対象は若狭国であり、御前沙汰の対象は山城国に限定されていたわけではない。なお、御前沙汰という表現は、佐藤氏・小川氏とともに用いられているが、明確な規定はなされていない。
- (22) 「神護寺文書」觀応二年八月十三日足利義詮御判御教書(『大日本史料』第六編之一五、一九九頁)
- (23) 「但馬国雀岐庄具書」觀応元年三月二十八日引付頭人長井高広奉書案、次の師直奉書は、貞和五年十二月二十五日付の案文(東京大学史料編纂所蔵写真版)。長井高広が引付頭人であることは、佐藤氏論文四七〇頁。また、師直奉書が寄合発給であることについて、觀応元年六月日の門真寂意申状も参考になる。
- 且御寄合方御奉書楚忽之間、依<sub>レ</sub>歎申<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>申有<sub>二</sub>其謂<sub>二</sub>、於<sub>レ</sub>引付<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>沙汰<sub>二</sub>之由、被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>畢<sub>二</sub>、就<sub>レ</sub>之於<sub>二</sub>御引付<sub>二</sub>有<sub>二</sub>御沙汰<sub>二</sub>、被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>直奉書<sub>二</sub>之刻、寂意が師直奉書を根拠とした相手方の主張に反論している部

分で、師直奉書が、「御寄合方御奉書」にあたると思われる。引付方で再発給された奉書とは、本文に引用した高広奉書のことであろう。また、寂意の訴に対する判断は、「仰せ出さる」とあることから、義詮が下したと思われ、しかも寄合方ではなく引付方に對し下している。寄合方が存在した時期にも義詮が独自の立場を占めていたことが窺われ、御前沙汰成立の素地が認められる。

- (24) 「寄合方」という呼称があつたことは前註所引史料参照。
- (25) 五月一日の『園太曆』の記事に「自<sub>レ</sub>今日一歟、武家執<sub>二</sub>行雜務引付<sub>二</sub>」とあり、この時点で引付方が再編されたこと

- は確実である(統群書類從完成会刊本四、一四三頁、佐藤氏論文四九二頁参照)。しかし、同年二月に、引付頭人奉書とみなすべき細川頼氏奉書などが二例ある(いざれも「東寺百合文書」『大日本史料』第六編之一六、一一五頁、一五一頁、小川氏著書二一六頁参照)。二月には引付方は再開されていたのかもしれない。
- (26) 室町幕府追加法六三条、文和元年十一月十五日幕府事書、なおこの時執事頼章は関東下向中で、後半部分に執事奉書が規定される可能性はない。

- (27) 理非究明軽視の傾向は他の幕府追加法にも反映しており、觀応以降の追加法には、複雑な経緯をたどった個々の訴訟を、一律に裁決すべく定められたものが少くない。代表的なものは、文和元年十月十五日の「寺社人給相給事」という六二条。寺社寄進後に恩賞として宛行された所領は、寺社の領有を認めて、恩賞給人には替地を与え、人給が先の場合は、恩賞給

## 室町幕府訴訟機関の將軍親裁化（山家）

## 二六(一八〇)

人と寺社で所領を均分する、と定めている。この外、複数の下文が発給されている「恩賞合給」の場合は、発給年代が古いものを優先する、という法もある（五九条、七八条）。

(28) 『大日本史料』第六編之二一、三三三八頁

(29) 小堀博氏「発給文書よりみたる足利義詮の地位と権限」  
〔法政史学〕二八

(30) 将軍の諸権限が義詮に移譲されるのは、文和四年から延文元年頃とされている（小堀氏前註論文および小川氏一九八頁）。このときはすでに移譲されていたと考えられる。

(31) 「野辺文書」貞和五年十一月八日野辺盛忠譲状（史料編纂所架蔵影写本）

(32) 「吉川家什書」貞和四年四月日吉河經朝庭中申状（『大日本史料』第六編之二一、五三六頁）

(33) 師直が恩賞方の審議に参加していたことは、「賢俊僧正日記」貞和二年五月十三日条（『大日本史料』第六編之九、九二七頁）で確認される。

(34) 師直の知行回復命令は、暦応元年から康永三年まで所見がないので、引付・内談頭人として発していると考えられる

(小川氏一八九頁)。もつとも、暦応年間に、知行回復命令かと思われる同一所領に関する師直奉書が二通ある。しかしこれらは、所領預置の下文に付する施行状の一種と考えられる。

(35) 賴之が引付頭人を兼任した可能性はまずない。「花當三代記」（群書類従）卷四五九、『新校群書類従』による）応安三年

の記事には、一方内談始が五回みえるが、頭人はいずれも賴之ではなく、五方より多く引付が存在したとは考え難い。なお、本文のこの部分についての小川氏の見解は、「南北朝内乱」一一四頁（『岩波講座日本歴史』六、一九七五年）にまとめられている。

(36) 「後愚昧記」応安六年後十月八日条（『大日本古記録』「後愚昧記」二、一二八頁）

(37) 「吉田家日次記」応安四年十月六日条（『大日本史料』第六編之三四、二八六頁）。この史料には小川氏の言及がある（二三一頁）。なお、義詮執政期にも、仁政方の所見は一例ある（佐藤氏四六二頁）。成案をもたないが、あるいは御前沙汰を指すのだろうか。

(38) 「花當三代記」応安二年十月二十七日条など。

(39) 「後愚昧記」永和二年閏七月十七日条（註(36)と同じ、二二一頁）、後の引用は同史料同年七月二日条（同二一〇頁）、註(37)と同じく小川氏の言及がある。

(40) 「群書類従」卷五一、この二つの沙汰は、披露奉行人の存在など、評定とは区別される。

(41) 本稿では論述の都合上、便宜的に義満執政期から管領といいう名称を用いる。

(42) 文和頃の執事仁木賴章は、奉書により知行回復命令を行ったが、これを引付頭人としての活動と捉えるならば、賴章と高経の活動は、執事と引付頭人の兼任という点で、実質上一致する。しかし両者の兼任の意味は、高経が名目上執事・

引付頭人ではないことを除外しても、異なると思う。頼章の兼任は、引付方に対する義詮の影響を強化するため起きたと推測される。引付方は御前沙汰の統制下に置かれていたこと、結局引付方は御前沙汰の強化を契機に中絶されることなどがその理由である。

(43) 一例をあげよう。文和元年十一月、祇園社造當料所に、近江国麻生庄を宛てるという御判御教書、一種の寄進状が発給されている。それにつき、「麻生施行、自<sub>三</sub>引付方<sub>二</sub>急可<sub>一</sub>」成云々」〔祇園執行日記〕正平七年十一月二十日条」とあり、沙弥の奉する施行状案が残されている〔八坂神社文書〕文和元年十一月二十二日沙弥某奉書案、いずれも『大日本史料』第六編之一七、二一八頁)。類例は、文和元年十月から翌年六月まで、二十数通を数えられる。なお、寺社への寄進状は、武士への恩賞宛行の下文を同じ意味を持つと考えられる。

(44) 引付頭人奉書は、義満執政後残存数が更に減少し、ついには消滅する。つまり引付方は活動を停止する(小川氏二六〇頁)。將軍主催の場と管領主催の場の併立のもと、引付方が存在理由を失うのは必然の結果であろう。

(45) 「東寺百合文書」た宝莊嚴院方評定引付、応安八年十一月十九日条(史料編纂所架蔵影写本)

(46) 「東寺百合文書」た宝莊嚴院方評定引付、明徳二年七月十九日条

(47) 「東寺百合文書」さ応安元年十月日東寺雜掌頼憲申状  
〔大日本史料〕第六編之三九、四三七頁)

(48) 「吉田家日次記」応永八年二月十七日条(『大日本史料』第七編之四、九〇七頁)、なお、「御評定着座次第」明徳二年条によると、細川頼元管領就任後の評定始の日、「御前御沙汰」が行われている。だが、頼元ではなく父頼之(常久)が出座すること、出座者が評定始と同一であること、評定衆松田貞秀が披露をつとめることなど、本稿で述べてきた御前沙汰とは異なる特徴がみられる。実権者頼之が評定始に出座しえないため設けられた、儀式的な臨時の場と解し、半月後の「御沙汰始」こそ、出座者からみて本稿でいう御前沙汰始にあたると考えておく。

(49) 註(9)著書三四四頁

(50) 管領成立をどの時点に求めるかは大変難しい。訴訟を処理する面に限っても、第二章第二節で述べたように、佐藤説の義将初度就任時、小川説の頼之就任時、いずれも重要な意味を持っている。後考に期したい。

(東京大学大学院生・人文科学研究所)

find himself at odds with the Shogun. Finally this secretary retired from *Gozenzata* to reopen and personally direct *Hikitsuke*. He was soon to retire from *Onshōgata* as well. In this way *Gozenzata* turned into a court which was composed of Shogun and functionaries (bugyonin 奉行人) and which was fully established during the reign of the third Shogun Yoshimitsu (義満). During this period, too, the court presided over by the *shitsuji* was formed on the basis of the reopened *Hikitsuke*. And a similar relation-ship between *Onshōgata* and *Tokorozukegata* was carried on between these two courts, which enabled them to exist side by side over a long period of time.

## The Protestant Succession and Jacobitism in the Reign of William III

by Keiko Ohkubo

The Glorious Revolution of 1688-89 has long been considered an epoch-making event by which Parliament finally overcame the monarchy of the Stuarts. However, this too easily accepted view makes it impossible to see any serious meaning in the rather negative attitude of the Jacobites towards the Revolution. But since an assurance of the 'Revolution Settlement' was above all guaranteed by maintaining through parliamentary laws a new monarch against his lifelong rival, Louis XIV, and since only a minority of Englishmen accepted the Revolution without hesitation, Jacobitism should be regarded as more reality than nightmare.

To begin with, this paper questions whether the Act of Settlement of 1701 could actually 'settle' the succession of the Crown and do away with all hopes of Jacobitism. And if not, as the author believes, it must be asked how subsequent attempts were made to secure that settlement and what circumstances necessitated such measures.

# The Development of the Muromachi Shogun's Privilege on Litigation

by Kouki Yambe

The most important mechanism for litigation concerning feudal proprietorship during the Kamakura Shogunate was the *Hikitsuke* (引付), or the court reaching a decision by mutual consent. However, during the Muromachi Shogunate we can see that fief related lawsuits were fundamentally decided at the discretion of the Shoguns themselves. This change in the way of rendering judgement is very important. In this essay the present writer investigates how the Muromachi Shoguns came to render judgement based on their authority and how the court presided over by them came to be established.

First, the writer studies *Naidangata* (内談方), which is known as a court similar to *Hikitsuke* except for the presence of Ashikaga Tadayoshi (足利直義). The writer then indicates that the second Shogun Yoshiakira (義詮) started a new court called *Gozenzata* (御前沙汰)... that is, "a trial before Yoshiakira" ... which dealt with the same kind of lawsuits as *Hikitsuke* and gradually surpassed it in authority. Thus, *Hikitsuke* gradually lost real power and virtually came to an end with the continuing reinforcement of *Gozenzata*'s authority.

However, *Gozenzata* could be overruled under the influence of another court held by the Shogun, namely *Onshōgata* (恩賞方), which dealt with claims for fiefs granted as service rewards and which had existed since the beginning of the Muromachi Shogunate. Since *Gozenzata* was reduced to be composed of similar members to *Onshōgata*, the secretary to the Shogun (*Shitsuji* 執事) came to be present at *Gozenzata*. In *Onshōgata* this secretary controlled the only department, *Tokorozukegata* (所付方), which assisted the Shogun on practical affairs. However, because *Gozenzata* lacked such a department as *Tokorozukegata*, the secretary would often